

市からのお知らせ

くらし

川と海のグリーン大作戦の参加者を募集します

安心して利用できる水辺を守るため、ごみ拾いを通じて、ごみを捨てない心を育むために開催します。皆様の積極的な参加をお願いします。

日時／10月25日(日)午前8時～1時間程度(小雨決行)

集合場所／愛西市葛木町(旧葛木渡船場付近)

実施場所／木曽川左岸河川敷

その他／動きやすい作業着と運動靴などで、安全確保に十分注意してください。駐車場の台数にかぎりがあるため、乗り合わせにご協力ください。

※当日午前6時30分時点で「大雨・洪水・暴風警報」が発令されている場合は中止します。

中止の場合は午前7時頃に、市ホームページにてお知らせします。

問 土木課 ☎(55)7125

くらし

野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています！

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止です！

禁止行為／

- ・ごみをそのまま積み上げて燃やす
- ・穴を掘って燃やす
- ・ブロック積みの炉、家庭用の焼却炉やドラム缶、一斗缶などで燃やす

※違反すると5年以下の拘禁刑または1千万円以下の罰金もしくはその併科に処せられます。家庭ごみは市のごみ収集日に出してください。

【法律で例外とされている焼却の例】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うための必要な廃棄物の焼却(どんど焼きなどの地域行事における焼却など)
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行

われる廃棄物などの焼却(害虫駆除のための稲わら焼却など)

※廃ビニールなどの焼却は不可

・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの(たき火、キャンプファイヤーでの木くずの焼却など)

※軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量なもので、周辺地域の生活環境に“著しい影響”を与えない焼却

【快適な生活環境の維持確保のお願い】

焼却の例外扱いとされている場合であっても、風向きや燃やされる量、時間帯などにより近隣住民から「煙がくさい」「洗濯物に臭いがつく」などの連絡がありますと、軽微なものとはみなされず、行政指導の対象となることがあります。

問 環境課 ☎(55)7114

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、年金機構(年金事務所)が実施します。

※請求書の受け付けのみ、保険年金課または各支所にて行っています。

支給要件

【老齢基礎年金を受給している方】

次の要件をすべて満たしている方

- ・65歳以上
- ・世帯員全員が市民税非課税
- ・年金収入額とその他の所得額の合計が約93万円以下

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

次の要件を満たしている方

- ・前年の所得額が約492万円以下(扶養親族等の数に応じてこの基準額に増額があります。)



制度などについて詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。また、次の二次元コードを読み込んでいただくと、厚生労働省のホームページへ繋がります。

給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092
中村年金事務所 ☎052(453)7200
問 保険年金課、各支所

請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されますので、同封のはがきに記入し提出してください。令和9年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和8年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

※支給要件を満たしているにもかかわらずお知らせが届かないという場合は、年金事務所へお申し出ください。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きとあわせて給付金の請求手続きをしてください。